

障がいのある子のために 親がしておくべきこと

□インタビュー：やまもとくにひろ

ココダイバーシティ・エンターテイメント（東京都認証、障害難病専門・総合芸能プロダクション）所属。義手モデル。義手に対するネガティブなイメージを払拭し、認知度を上げるために、障害の有無に関わらないカテゴリー、ファッションやライフスタイル、教育などの分野からアプローチし、社会を一つ上のフェーズに進ませようと奮闘中。

□スピーカー：品川第一支社 ライフプランナー 新津 佳典

プルデンシャル生命保険株式会社（プルデンシャル信託株式会社 信託契約代理店 信託契約代理業務の種類：媒介）

□スピーカー：浜松第二支社 ライフプランナー 鈴木 奈美

プルデンシャル生命保険株式会社（プルデンシャル信託株式会社 信託契約代理店（信託契約代理業務の種類：媒介）

生命保険信託とは

プルデンシャル生命保険株式会社

やまもと：お二人は障がいのあるお子様がいらっしゃるご家庭の「親亡きあと」の課題に取り組んでいるとお伺いしました。まずは、お二人がどういうきっかけで今の活動をされるようになったのか教えてください。

鈴木：第一子である娘に重度の知的障害があります。自分が亡くなった場合に、娘に確実に財産を渡せる方法はないだろうかと考えていた時に、生命保険信託を知り、プルデンシャル生命に入社を決めました。同じような境遇の親御様に情報提供をしていくことをライフワークとしています。

新津：前職時代より障がいのある方への支援に取り組んでいました。普段人があまり考えたくないことをきちんとお伝えすることできっと助かる人がいると信じて、活動しています。

やまもと：今、生命保険信託という言葉がありましたが、初めて聞く言葉なので、その仕組みとそれがなぜ有用なのか教えてください。



新津：お子さまの保護者の方が亡くなられた際に、お子さまが生きていくうえで必要になるお金を遺し、そのお金を第三者や、浪費などから安全に守れるよう、お子さまにあらかじめ決めた方法でお金をお渡しする仕組みです。お金を遺す部分が生命保険、お金の渡し方を決めるのが信託です。

たとえば、障がい当事者の親御さんが亡くなられ、生命保険金が支払われた際に、当事者ご本人の判断力が不足していて、詐欺にあったり、本人が無計画に使ってしまうことがあります。また、頼れると思っていた配偶者も同じように年を重ねるため、高齢や認知症でお金の管理ができないことも増えています。生命保険信託は、自分の想いを形にし、「信じて託す」という仕組みです。万が一のことがあったときに、その大切なお金を、守る仕組みです。

やまもと：詐欺や浪費が起こりうるとのことですが、具体的にはどんな事例があるのでしょうか？

新津：こんな事件がありました。30代の母親が交通事故で亡くなり、赤ちゃんが保険金を受け取りました。母親の兄である伯父が成年後見人に選任されました。ところがその伯父は、親が育てられなくなった子供を預ける「こうのとりのゆりかご」（赤ちゃんポスト）に、その子を預けたまま失踪。保険金6千万円をギャンブルや生活費として使ってしまったという事件です。

鈴木：私の知る事例では、親が残してくれた生命保険金と障害年金で暮らす方がいました。給湯器を修理してもらったらずぐに、太陽光パネルの営業マンが来て勧められるままに設置、次に、自動車の営業マンが来て自動車も乗り換えました。お金の管理が難しい人だったので、親が残してくれた1,000万円を一気に使ってしまったのです。



「親は何のためにお金を残したと思いますか？」もしも、自分には毎月〇円しか振り込まれないという認識で生活していれば、あるいは、資産の全額がわからない形で管理されていれば、つまり、買いたくても買えないという状況を作っておけば避けられたことかもしれません。

やまもと：なるほど。確かにそうですね。詳しい説明をお聞きする前に、いまさらですが、「信託」の仕組みを教えてください。

新津：信託は、簡単に言うと「大切な財産を信頼できる人に託して、自分が決めた目的に沿って大切な人のために管理してもらう」というものです。信託には登場人物が3人います。財産を持っている委託者、管理・運用をする受託者、財産を受け取る受益者です。

やまもと：では、生命保険信託を活用するとどう違うのでしょうか？

新津：一般的には、親なき後を考えて親が生命保険に加入した場合は、生命保険の受取人はその配偶者か子供です。ブルデンシャル信託の生命保険信託を活用した場合、生命保険の死亡保険金の受取人はブルデンシャル信託になります。そのお金を事前に親が決めた渡す相手、渡し方のおりにブルデンシャル信託が渡していきます。例えば、毎月〇日に〇円を渡すとか、中学生、高校生、成人といった子供の成長に合わせて、お金が必要になるタイミングにあらかじめ設定した金額を渡すようにするといった形です。



また、生命保険信託の特長として、渡す順番を決めておくことができます。例えば、お父さんの生命保険だとすると、第一受益者はお母さん、第二受益者は長男、お母さんと長男が共にお亡くなりになった場合には、第三受益者はずっとお世話になった社会福祉法人にする、つまり寄付するといったことも可能です（※）ちなみに、遺言だけだと2番目、3番目に渡したい人までは決めておくことはできません。生活状況の変化に応じて、金額やタイミング、受益者の順番を変えることも可能です。また、随時交付といって、入院、介護、お葬式などまとまったお金が必要な際に、領収書等の提示でお金をお渡しすることもできます。

やまもと：受益者や金額、支給のタイミングを事前にしっかり決めておけるという利点がありながら、柔軟な対応も可能ということですね。では、判断がおぼつかないお子さまだけが残された場合はどうなるのでしょうか？

新津：そういった場合に備えて「指図権者（さしづけんしゃ）」という人を設定することができます。お父様が信頼できる人、例えば自分の弟を指図権者にしておけば、子供の手続き等をサポートできる仕組みです。

やまもと：よくわかりました。

ところで、先ほどお聞きした、まとまったお金を浪費してしまう事例。健常者でも十分ありうることだと思います。生命保険信託は障がい者のみ使えるものなのでしょうか？

鈴木：いいえ、障がいの有無は問いません。どなたでも、使っていただける仕組みです。生命保険は自分に万が一のことがあった際に、比較的大きなお金を渡すことになりますので、例えば受取人がご高齢だったり、未成年で金銭管理が心配な方や、夫婦のみのご世帯で受け取る順番を決めておきたい人などからのご相談をいただくことが多いと思います。

やまもと：生命保険信託の活用も含めた問題解決の実例があれば教えてください。

鈴木：お父様が40代で自営業、お母様が30代でパート勤務、息子さんが9歳で特別支援学校に通っていらっしゃるご家庭の例です。奥様に何かあったとき、ご主人様は自営業なので、仕事をしながらお子様の世話をするのが難しい。元気でいられたとしても、親御様の老後に、お子様がすぐに施設に入れないかもしれない。

そこで、3人で暮らしていけるくらいのお金の準備をしておきたい。また、親なき後に、毎月少しずつお子様にお金を渡したい、誰かに使われたくないとのことで、生命保険信託を活用しました。対策として、以下を行いました。

- ・家計の収支の見直し、キャッシュフローの改善
- ・生命保険と、生命保険信託設定、万が一の際のお金の準備と管理
- ・遺言について情報提供
- ・死後事務について情報提供

このように、お悩み、心配事、将来の希望をお聞きして、ご家庭に合ったライフプランをご案内しています。

やまもと：生命保険信託の有用性はわかりましたが、「相談に行くと保険に入らなければならなくなるのでは」と心配になる部分もあります。悩みごと、教えてほしいことがあった場合には、どのようにご相談すればいいのでしょうか？

鈴木：生命保険に入る前提でなくてももちろん大丈夫です。

「親なき後のこと、どうしよう？」「この子の将来が不安」と思った段階でご相談ください。まずは、ご家族の将来についてどういう悩みをお持ちなのか？どうお考えなのかを聞かせていただくことから始めます。家族構成、年齢、職業、住宅など、みなさん違うので、ライフプランと一緒に作成していくことを重視しています。その解決策として生命保険信託以外の方法が有効である場合にはそういった情報を提供しています。

新津：そのご家庭にとって「幸せとは何だろう？」「どんな生活をしたいのか？」を考えるサポート役を務めることを意識しています。今の日本では、親御さんが亡くなっても、福祉サービスを受けることで、最低限の生活ができる場合もあります。鈴木ともよく話しているのは、それよりも少し深い部分、子供に「どんな生活をして欲しいのか」「どんな楽しみを味わって欲しいのか」といったような想いをお伺いして、そこにマッチする手段が何かということから一緒に相談をしていくということが一番大事だと思っています。

やまもと：私自身も右ひじの先が無い状態で生まれて、今は義手を付けているわけですが、学校や就職活動で苦労した経験があります。先ほど、娘さんに生まれつき重度の障がいがあるとお聞きしました。どんなご苦労があったのでしょうか？

鈴木：今はこのような活動をしています。当初は娘の障がいを受け入れられず、受けられる福祉サービスを受けなかったり、市からもらえる手当をもらわなかったりしました。もらってしまうと、障害者と認めることになるとの考えからでした。6歳まで、歩けず、しゃべれないのに、地域小学校へ入学させました。ただ、娘の将来を思い、自分の考え方を変えないと私も娘も幸せになれないと気づきました。

大事なのは、「健康」「仲間」「お金」だと考えています。「健康」と「仲間」については、何とかかなりそうです。

ただ、「お金」に関しては、何度も人を頼ることが難しい場合が多いです。だから、いつ、親なき後が来ても対応できるようにしておく必要があると思いました。また、親がいてもいなくても絶対に「安心」「経済的に困らない」という環境を準備しておく必要があると思いました。



最近よく相談を受けるのは、発達障害の方のケースです。

私の娘は、トイレもお風呂も着替えも全介助が必要ですが、市や学校から障がい当事者として認知されていて、福祉サービスを受けられるので助かっています。

発達障害の方は、見た目も普通で会話もできる、自分のことは自分でできる、ただ、社会生活上の困難を抱えているというケースが多いです。人間関係で困ったり、長く仕事をすることができない、お金の管理ができず詐欺にあうといったことです。

その解決策としては、遺言、成年後見人、生命保険信託など、いろいろあります。そのどれが自分の家庭に合うか、一般の方はわからない方も多いので、そこを包括的にサポートできるような活動をしています。私も、考え方を変えるまでの7~8年が苦しかったですね。なので、保護者の方と一緒に考えていく伴走者になりたいなとも思っています。

やまもと：私は生まれてすぐに障害者手帳をもらいました。

「親はどういう気持ちで申請書類を書いたのかな」と思ったりします。聞いてみたいけれど聞けないですが。

また、親戚に重度の脳性麻痺で全介助の人がいるので、その家族に生命保険信託のことを話してみようかなと思います。

今日はありがとうございました。

新津、鈴木：

こちらこそありがとうございました。

(注) 受益者や残余財産帰属権利者に設定できる団体は、ブルデンシャル信託株式会社が認める団体に限ります。また、受益者等に団体を設定する目的は、委託者の寄付の希望を叶えるものであり、信託財産の交付後の用途を管理するものではありません。